

令和8年度
おかえりプロモーション企画運営業務

業務仕様書

令和8年4月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度おかえりプロモーション企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」（以下「マッチングサイト」という。）及び移住定住ポータルサイト「イーハトー部に入ろう！」（以下「ポータルサイト」という。）による支援対象者やUターン就職者数を増やすため、帰省者を中心とする県外在住の本県出身者（以下「本県出身者」という。）やその県内在住の親族に対して、「いわてで働き暮らす魅力」や「Uターン就職に関する支援体制・制度」等に関するプロモーションを実施し、本県へのUターンを力強く働きかける。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度おかえりプロモーション企画運営業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで（予定）

(3) 主な業務

ア 夏季プロモーション

- ① Uターン促進に向けたPRブースの設置
- ② 県内での広報活動
- ③ ウェブ広告による情報発信

イ 冬季プロモーション

アの②及び③に同じ

(4) 委託上限額

3,260千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) プロモーション実施時期

本業務は、多くの本県出身者の帰省が見込まれる次の時期に実施するものであり、具体的な実施時期（開始日・終了日等）は、契約締結後、県と協議の上決定すること。

- ・ 夏季プロモーション：令和8年8月上旬頃～令和8年9月下旬頃
- ・ 冬季プロモーション：令和8年12月上旬頃～令和9年1月下旬頃

(6) 数値目標

- ・ マッチングサイト新規登録者数：265名以上
- ・ ポータルサイト公式SNS（X）新規フォロワー数：300アカウント以上

3 本業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案内容を基本とする。

(1) 夏季プロモーション

ア Uターン促進に向けたPRブースの設置

① 業務概要

本県出身者やその県内在住の親族に対して、Uターンを働きかけるため、帰省者等が多く集まることが見込まれるショッピングモールにおいて、帰省者等に直接アプローチ可能なPRブースを設置し、Uターンの周知・啓発を働きかけるとともに、マッチングサイトへの登録及びポータルサイト公式SNSへのフォロー促進等を実施すること。

② 業務内容

- ・ PRブースを設置し、来訪者に対して下記情報発信の内容についてPRを行うこと。なお、提案にあたっては、集客方法及びPR等に係る効果的な方法について具体的に示すこと。
- ・ PRを行う内容は、次のとおりとすること。
 - (ア) 本県へのUターン促進
 - (イ) 移住相談窓口や移住支援金等の支援体制・制度
 - (ウ) 県主催移住フェア、U・Iターン就職フェア等のイベント情報
 - (エ) 県が実施予定の「シゴトバクラシバいわて新規登録プレゼントキャンペーン」及び「イーハトー部に入ろう」フォロー促進キャンペーン（以下「プレゼントキャンペーン」という。）の参加呼びかけ
- ※ マッチングサイト新規登録者やポータルサイト公式SNSをフォローした方の中から抽選で景品をプレゼントする内容を想定
- ・ PRブースの設置場所及び設置期間は、次のとおりであること。
 - 設置場所：イオンモール盛岡南 1階イベントスペース
（盛岡市本宮七丁目1-1）
 - 設置期間：令和8年8月10日（月）～8月13日（木）
- ・ 設置場所の確保（使用料の支出を含む。）については、県が直接行うことから、本委託料の積算には設置場所の使用料を含めないこと。
- ・ PRブースにおいて用いる備品や装飾品等は、原則として受託者が調達するものとし、本委託料の積算にはそれらの経費を含めること。

イ 県内での広報活動

① 業務概要

本県出身者やその県内在住の親族に対して、本県出身者のUターンを働きかけるため、広報活動（ウェブ広告を除く。）を実施すること。

② 業務内容

- ・ 広報活動の内容には、広告の制作のほか、本業務の目的達成に効果的であると見込まれる各種施設（商業施設、駅その他の交通結節点、公共施設等をいう。）における広告の掲出、配架・配布等、広報に係る一連の業務を含むものとする。
- ・ 掲出する広告及び配架・配布する広告について、それぞれ提案すること。
- ・ その他、提案については、次に掲げる内容を踏まえて行うこと。

- (ア) 掲出する広告については、ポスター、サイン等を主に想定していること。
- (イ) 配架・配布する広告については、各種施設におけるラック等への配架やPRブース来訪者等への手交による配布を目的としたフライヤー等を主に想定しており、通行人が手に取りやすいよう特段の配慮が求められること。
- (ウ) 広告を制作する場合は、本県出身者にUターンを想起させるデザインにより制作するものとし、種別ごとのデザイン、形状（サイズ・仕様等）、制作部数等について具体的に示すこと。併せて、広告を掲出又は配布する施設の名称、掲出・配布を行う場所、掲出・配布の期間や内容等についても、具体的に示すこと。
- (エ) 広告を掲出し、又は配架・配布しようとする施設について、企画提案書において、その名称を示すこと。

ウ ウェブ広告による情報発信

① 業務概要

- ・ 本県出身者に対するマッチングサイト及びポータルサイトの認知度向上及び利用登録の促進等を目的として、ウェブ広告を実施すること。
- ・ 本業務仕様書における「ウェブ広告」とは、インターネットを通じて配信される有料広告であって、次に掲げる手法等をいうものであり、次に掲げるものを主に想定していること。なお、特定の媒体、SNS、配信事業者等を指定するものではなく、次に掲げるもの以外のウェブ広告の提案を妨げるものではないこと。
 - (ア) 検索連動型広告（検索エンジンの検索結果等に表示される広告）
 - (イ) ディスプレイ広告（ウェブサイト又はアプリ上の広告枠に表示されるバナー広告等）
 - (ウ) SNS広告（SNSのフィード、タイムライン、ストーリーズ等に表示される広告）
 - (エ) 動画広告（動画配信サービス、SNS、ウェブサイト等において配信される動画形式の広告）
 - (オ) リターゲティング広告等（サイト閲覧等の行動履歴に基づき配信する広告を含む）

② 業務内容

- ・ マッチングサイト及びポータルサイトの認知度向上や利用登録の促進に資するウェブ広告を制作し、一定期間配信・運用を行うこと。
- ・ ウェブ広告は、プレゼントキャンペーンと連動させること。
- ・ ウェブ広告全体の戦略的な設計方針をはじめ、クリエイティブ、プロモーション手法、実施時期、クリック数や登録数等の成果予測、並びにプレゼントキャンペーンとの連動性について、具体的に提案すること。

(2) 冬季プロモーション

- ・ 冬季プロモーションにおける業務内容については、(1)イ及びウの規定を準用するものとする。
- ・ 冬季プロモーションにおいては、PRブースを設置しないことから、PRブース来訪者等への手交による配布を主たる目的とする広告は制作しないものとする。なお、施設内におけるラック等への配架による配布を主たる目的とする広告の制作については提案しても差し支えないこと。

- ・ 提案に当たっては、夏季プロモーションと同等の内容を示すこと。

(3) 自由提案

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、委託上限額の範囲内で自由に提案すること。

(4) 効果分析・実績報告

事業終了後、速やかに次の内容を含めた報告書を1部作成し提出すること。

- ア 事業概要
- イ 事業の実績
- ウ 収支報告書
- エ 本事業で作成した資料一式
- オ 本事業による広告効果等の測定・分析結果
- カ 次年度以降の改善案
- キ その他県が指示するもの

(5) 留意事項

- ・ プレゼントキャンペーンの実施に係る事務局は、県定住推進・雇用労働室に設置するものであり、問い合わせ対応やプレゼント商品の調達、当選者への発送等、一連の業務は県が行うことから、それらに要する経費については、本委託料の積算に含めないこと。
- ・ 本業務は、県が主催する移住促進イベントや、公益財団法人ふるさといわて定住財団が主催する就職支援イベントと連動して展開するものであり、提案に際して考慮すること。具体的には、次に掲げるイベントが該当すること。
 - (ア) いわて就職マッチングフェアⅢ
令和8年8月11日（火）～12日（水） キオクシアアイーナ（盛岡市）
 - (イ) 県主催移住フェア（併催：岩手県U・Iターン就職フェア）
令和8年8月30日（日） 東京交通会館（東京都千代田区）
 - (ウ) 岩手県U・Iターン就職フェア in 仙台
令和9年1月17日（日） 仙台国際センター（仙台市）
- ・ 本業務の実施に当たり、(1)～(4)に掲げる事項を決定する場合は、事前に県と協議する場を設け、県の承諾を得た上で実施すること。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第63号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取り扱い等を決定し、業務を遂行するものとする。

5 その他

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の实地検査等の対象となるため、实地検査等が行われる場合は協力すること。
- (2) 特定の個人への飲食費・販促品提供費の支給など、それに類する経費については、本委託料の対象外となること。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。